

2022 年度

秋季新規登録団体審査募集要綱

起案：中央事務局 調査企画部

はじめに

立命館大学の全学生によって構成されている学生自治組織「立命館大学学友会」では、皆さんの課外自主活動を支援するために登録団体制度を設けています。登録団体に登録されると学内の施設利用など様々な支援を受けることが出来ます。登録団体の募集は一次審査（書類審査）と二次審査（ヒアリング審査）による2回の審査を経て登録団体に登録できるかどうかが決まります。登録を検討されている方は以下の要項を熟読の上、期日内に所定の申請を行ってください。

学友会への団体の新規登録には、学友会の基準に適切な団体であるかどうかという審査が必要であり、申請さえすれば登録される単純な“登録制”とは意を異にします。

秋季新規登録団体審査について

秋季新規登録団体審査は、2023年2月より学友会所属団体として活動を希望する団体を対象とした新規登録団体審査です。学友会所属団体として認められると、教室や学友会課外掲示板・サークルロッカーなどといった学内施設が使用できるようになる他、毎年4月から5月にかけて行われる新歓運動・11月から12月にかけて行われる学園祭運動などといった全学行事に参画できるようになります。

スケジュール

WEB 申請期間	2022年9月29日（木）～2022年10月16日（日） ※学友会 HP から申請
一次審査結果公示	2022年10月21日（金）
二次審査期間	2022年10月31日（月）～2022年11月9日（水）
二次審査結果公示	2022年12月以降 ※2023年1月末までには公示されます。

注）学生オフィスとの協議の兼ね合いもあり、一概に最終結果発表日を確定させることは致しかねます。また、応募について期限を越えての受付は一切行いません。

審査基準

登録団体に志願できる団体は次の各号を満たし、かつ、立命館大学学友会所属団体規程「4. 学友会所属団体が守るべきこと」が全て満たされている団体です（所属団体規程につきましては巻末に添付しています）。

- ① 学友会に提出する団体情報に虚偽がないこと。
- ② 外部団体の支部またはそれに関連する活動を行う団体でないこと。
- ③ 宗教的活動を主目的とする団体でないこと。
- ④ 反社会的活動及び公序良俗に反する活動を行う団体でないこと。
- ⑤ 活動趣旨が明確に定まっていること。
- ⑥ 団体の活動内容に独自性があること。
- ⑦ 大学所管団体（学部プロジェクト団体, 自主ゼミ, 奨学金採用団体 など）として登録していないこと。但し次セメスター以降は大学所管団体としてではなく、学友会登録団体として活動していく意思がある場合はこの限りではない。
- ⑧ 団体活動に関連する各種手続き（決算・継続手続き等の提出）の期限を遵守すること。

特に「⑤活動趣旨が明確に定まっていること」「⑥団体の活動内容に独自性があること」を満たせていない団体が見受けられます。申請の際は以下の点に注意して下さい。

- 例えば活動内容を『オールジャンルスポーツ』で申請する団体におきましては一つの競技を行う団体とは違い多様なスポーツ競技を行うことで学生がどういった経験を得ることができるのか、課外活動として何を学び、何を感じることでいいのか、など活動趣旨を明確に記載するようにして下さい。
- 既存の種目がある団体で新しく登録申請する団体におきましては、自団体は他の団体とどういった点で違うのか、など特徴をお書き下さい。

また、過去に学友会所属団体として登録していたが継続届の提出を怠った為に新規登録団体として再度申請を行う場合はその旨を申請フォームの指定された項目にご記入下さい。

一次審査（書類審査）について

立命館大学学友会 HP のフォームにて必要事項を記載していただきます。

その際、団体に関する所定の情報を入力していただきます。その内容をもとに審査基準を満たしているかで一次審査の結果を判断します。

注意点
<ul style="list-style-type: none">● ここに入力された内容のみで全て審査を行いますので「具体的」かつ「正確」に記入をお願いします。特に、学籍番号（11桁）、学内メールアドレス（@ed.ritsumei.ac.jp）、電話番号などに誤りがある団体が見受けられます。正確に記入されていない場合は審査を行いません。● 入力欄に空欄が多い場合、指定の文字数に達していない場合は審査を行いません。

【部員一覧の添付について】

エントリーの際、部員の一覧データを提出していただく必要があります。学友会 HP からフォーマット（Excel ファイル）をダウンロードの上、部員の方の名前、学部、学年、学籍番号を一覧にしてそのデータを申請フォームに添付の上で提出して下さい。

二次審査（ヒアリング審査）について

書類ではわからない点を中心に具体的にお話を伺います。団体の三役の方（代表・副代表・会計）がお越し下さい。

二次審査期間	2022年10月31日（月）～2022年11月9日（水）
所要時間	30～90分程度
日時調整方法	一次審査の際にフォームにて第三希望まで指定
日時の通知	一次審査通過団体のみ、メールにて個別通知

団体のことが客観的にわかる資料（スライド・Web サイトなど）がございましたらヒアリングの際にご提示ください。なお、ヒアリングは Zoom を用いた遠隔会議方式で実施いたします。詳細は一次審査結果発表時にお伝えします。

立命館大学学友会 HP について

今後結果の発表も含め、諸連絡は全て立命館大学学友会 HP を通じて行います。スケジュール等に変更が出る場合もございますので適宜ご確認下さい。



<https://www.ritsumei.club/>

ご質問・お問い合わせ

ご質問に関しましては学友会お問い合わせフォームにて対応致します。下記をご参照の上、質問事項をお送り下さい。



<https://www.ritsumei.club/information/>

例年、登録団体の権利及び義務について、課外自主活動ハンドブックや各種規約に記載の内容を質問される団体が多く見受けられます。不明点がある場合は、今一度課外自主活動ハンドブック及び立命館大学学友会所属団体規程をご確認の上、お問い合わせください。よろしくお願いいたします。

なお、審査内容や審査結果についてのご質問は、お答えいたしかねます。あらかじめご了承ください。

また、こちらから一斉送信させていただくメールが、迷惑メールに入ってしまう場合があります。あらかじめ設定を変更していただくか、迷惑メールに振り分けられていないか必ず確認するようお願い致します。

立命館大学学友会 中央事務局 調査企画部

【衣笠】 京都府京都市北区等持院北町 56-1 学生会館 207

【BKC】 滋賀県草津市野路東 1-1-1 セントラルアーク 4F アクトオフィス

【OIC】 大阪府茨木市岩倉町 2-150 A棟3階 Student Lounge

Mail : info@r-circle.net

承認 第18回 中央常任委員会 (2022年9月21日)

承認 第16回 中央委員会 (2022年9月26日)

立命館大学学友会所属団体規程

目次

- 第1章 総則 (第1条～第6条)
- 第2章 区分 (第7条～第10条)
- 第3章 所属 (第11条～第12条)
- 第4章 継続 (第13条～第14条)
- 第5章 昇降格・登録抹消 (第15条～第16条)
- 第6章 遵守事項 (第17条～第20条)

承認 第18回 中央常任委員会 (2022年9月21日)

承認 第16回 中央委員会 (2022年9月26日)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、立命館大学学友会（以下、本会）に所属する課外自主活動団体（以下、所属団体）の権利やルールを定めるものである。

(適用範囲)

第2条 本規程は、所属団体の運営について適用する。

(個人情報保護)

第3条 所属団体の個人情報の取り扱いについては、『立命館大学学友会個人情報保護に関する規程』を遵守する。

(活動の支援)

第4条 所属団体は一定の支援を受けることができる。支援内容については別途定める。

2 大学からの支援については立命館大学学生部と協議のうえ決定する。

(構成員)

第5条 所属団体の構成員は、その過半数が立命館大学の正規課程学部生でなければならない。

(役員)

第6条 所属団体の代表者・副代表者・会計担当者の役員を各一名ずつ立命館大学の正規課程学部生の中から選出しなければならない。

2 前項に定める役員の兼任は、これを妨げる。

3 複数の所属団体における役員の兼任は、これを妨げる。

第2章 区分

(区分)

第7条 所属団体は、次の各号に掲げる4つに区分される。

一 公認団体

二 同好会

三 任意団体

四 登録団体

承認 第 18 回 中央常任委員会 (2022 年 9 月 21 日)

承認 第 16 回 中央委員会 (2022 年 9 月 26 日)

(機関)

第 8 条 所属団体の各区分に共通する権利義務を所管するために、本会中央事務局に調査企画部を置く。

2 調査企画部については、別途これを定める。

(区分による業務の所掌)

第 9 条 第 7 条一号から三号に掲げる各区分独自の権利義務を所管するために、次の各号に掲げる機関を充てる。

- 一 学術本部
- 二 学芸総部本部
- 三 体育会

2 本条に掲げる機関は、各団体の活動内容に合わせて所管業務を分掌する。

(所管の努力義務)

第 10 条 第 8 条及び第 9 条に掲げる各機関 (以下、各機関) は、所属団体の活動発展のための支援に努める。

第 3 章 所属

(所属)

第 11 条 本会への所属を証明する手段として「所属団体制度」を設ける。

(新規登録団体審査)

第 12 条 新たに本会へ所属を希望する団体は、新規登録団体審査を受けなければならない。

2 新規登録団体審査は、調査企画部が担当する。

3 調査企画部は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。

4 新規登録団体審査を通過した団体は、中央事務局長の決裁、中央委員会の承認を経て登録団体として区分される。

第 4 章 継続

(継続)

第 13 条 所属団体として活動の継続を認める手段として、「継続制度」を設ける。

(継続審査)

第 14 条 次年度も所属団体として活動の継続の意志がある場合、継続審査受付期間中に継

承認 第 18 回 中央常任委員会 (2022 年 9 月 21 日)

承認 第 16 回 中央委員会 (2022 年 9 月 26 日)

続審査を受けなければならない。

- 2 継続審査は、各機関が担当する。
- 3 各機関は、審査にあたって必要な審査項目を定めることができる。
- 4 手続きを行わなかった所属団体は継続の意志が無いものと見なし、原則登録を抹消する。

第 5 章 昇降格・登録抹消

(昇降格)

第 15 条 団体区分間の昇降格の要件については、各機関の定めるところによる。

(登録抹消)

第 16 条 所属団体の都合により登録の抹消を希望する場合、各機関に趣意書を提出することにより、登録を抹消することができる。

2 第 6 章 遵守事項に重大な違反があった場合及び申請書類に虚偽報告があった場合には、各機関は中央委員会の承認をもって所属団体の登録を抹消することができる。

第 6 章 遵守事項

(団体の義務)

第 17 条 所属団体は次の各号に掲げる義務を負う。

- 一 立命館大学学則及び諸規程を守る義務
- 二 本規程及び本会各機関が定める規程等を尊重し、各機関の決定に従う義務
- 三 明朗な会計活動を行う義務

(禁止行為)

第 18 条 次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 営利を目的とした活動
- 二 学内外を問わず、一切の暴力活動
- 三 外部団体への勧誘を目的とした団体活動

承認 第 18 回 中央常任委員会 (2022 年 9 月 21 日)

承認 第 16 回 中央委員会 (2022 年 9 月 26 日)

(運営)

第 19 条 所属団体は、次の各号に掲げることを遵守し、誠実に運営されなければならない。

- 一 団体活動が民主的に行われていること
- 二 所属団体としての責任の所在を明確にすること
- 三 一時的ではなく、継続的な活動を行うこと
- 四 定期的に学友会ホームページ・メーリングリスト・掲示板などの各機関からの連絡を確認すること
- 五 役員交代など、書類内容、報告などに変更がある場合は、速やかに各機関に報告すること

(ダミー団体)

第 20 条 同一の構成員で複数の団体を結成し権利拡大を目的とする「ダミー団体」は認めない。

附則

本規程は、中央委員会の承認を受けることにより効力を発揮する。改正に関しては、中央委員会での承認を必要とする。

2008 年 4 月 20 日 より施行

2015 年 4 月 10 日 一部改正

2019 年 9 月 24 日 一部改正

2022 年 9 月 26 日 全部改正